

# 名諱川

仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏)

発行

## 仙台中央法律事務所

〒980-0803  
仙台市青葉区国分町一丁目3番20号  
番町ビル2階

電話 (022) 227-2291(代)

FAX (022) 227-2294

<http://www.s-chuho.com/>

暑中お見舞申し上げます。

二〇一〇年八月盛夏

仙台中央法律事務所

弁護士 青木正芳

弁護士 佐藤正明

弁護士 小 関

弁護士 野呂幸

弁護士 吉田大輔

弁護士 原田憲

事務局

同

撮影・加藤久良

か  
じ  
か

の移転先として、名護市辺野古を「決定」し、その後無責任に政権を放り出し、菅政権もその方針を追認した。しかし、沖縄の人々の意思是、先の名護市長選、そして県民集会で既に明らかになつていて。戦争で、占領下で犠牲を強いられた沖縄の意思こそが最重要視されなければならない。▼安保体制が日本を守つたことはなく、苦しみを市民に押しつけただけである。安保条約改定五〇年の今年、改めてその違憲性を見つめ直す必要がある。沖縄は宮城の地からは遠いが、同じく基地を持つ地に住む身として、思いをともにしたい。



# 普天間基地問題

弁護士 阿部 漣

## 違法状態を許すな！

普天間基地は、沖縄県宜野湾市の中心部にあり、その周辺には多くの公共施設や病院、そして住宅があります。アメリカ本国の基準では、滑走路の両端九〇〇メートルは土地利用が禁止されているのです。また、航空法の適用もないため、危険となる鉄塔が航空ルート上にあります。このような違法状態が放置されています。

もとより、普天間基地は、戦後土地を一方的に接收して築かれたものであり、米軍に優先権がないことは明らかです。このような普天間基地は、即時撤去されなければなりません。

移転先を「最低でも県外」と述べていた鳩山前首相は、姿勢を翻すにあたり、「抑止力の観点から」必要性を認識したなどと述べてきましたが、海兵隊はいわゆる「殴り込み部隊」であり、攻撃部隊であつて防衛のためのものではありません。これは、安保条約が日本のためのものではないことを端的に示すものです。

## 基地反対の民意は明らか

その一方、普天間基地の移転先とされた名護市辺野古地区は、平和な漁村でしたが、移転が取りざたされ

るや、市を二分してその可否が議論される事態となりました。現地は、遠浅のきれいな海で、ジュゴンの生息地として自然保護の観点からも重要な地域とされていますが、地域住民が翻弄される事態は許されません。

なお、今年一月に行われた名護市長選では、基地反対派の稻嶺進氏が当選し、民意は明らかになつたと言えます。

私は、自由法曹団の訪問団の一員として、今年一月に彼の地を訪問しました。遠浅の美しい海が広がる一

方、その海岸が有刺鉄線で分断されています。その鉄線に、平和を望む人々によつて多くのリボンが結ばれています。そのリボンが結ばれているのが印象的でした。地元の方々によつて多くのリボンが結ばれています。それは辺野古移転阻止への希望を捨てておらず、私たちもできることをしなければと思います。

## 平和による安全を

今年は安保条約改定から五〇年の節目の年になります。半世紀の経過を期に、国民に負担を押しつける軍備ではない、平和による安全を考えるべきだと思います。



①キャンプ・シュワブ（辺野古）の境界、有刺鉄線には平和を望む人々によりリボンが結ばれている



②現地座り込みテントと筆者。訪問時（1月）は座り込み2099日目。

# 改正貸金業法が施行されました

弁護士 原 田 憲

## 1、参入規制

改正貸金業法が二〇一〇年六月一八日に完全施行されました。改正の概要を簡単にご説明いたします。

## 二、改正の概要

返済しきれないほど借金を抱えてしまう多重債務者の増加が、深刻な社会問題となっていました。このような問題に対処するため、貸金業者を規制する貸金業法、出資法、利息制限法が改正されました。改正のポイントは、要約すると以下の三点です。

(1) 参入規制  
(2) 総量規制  
(3) 上限金利引き下げ

加えて、二〇〇七年一二月に設立された日本貸金業協会が、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定し、これを当局が認可する枠組みが整備されました。

## 3、上限金利引き下げ

貸金業法上の「みなし弁済」制度（グレーベン金利）が廃止され、出資法の上限金利が二〇%に引下げられました。

利害制限法の上限金利（二〇%）と出資法の上限金利（二一五%）の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象となります。また、従来、出資法の特例として認められていた金利（日賦貸金業者、電話担保金融・年五四・七五%）は廃止され、ヤミ金融に対する罰則も強化されました。

## 一、はじめに

貸金業を営むための純資産が五〇〇万円以上必要となりました。また、法令遵守のための助言・指導を行なう貸金業務取扱主任者について、資格試験を導入し、貸金業務取扱主任者を営業所ごとに配置することが義務化されました。

(2) 総借入残高が一〇〇万円超となる貸付けの場合には、

貸金業者に年収等を証する資料の取得が義務付けられ、調査の結果、総借入残高が年収の三分の一を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けが禁止されました。

## 三、おわりに

改正貸金業法が施行され一月ほど経過しましたが、一部では、総量規制によってお金が必要な時に借りられないとなったという不便さが指摘されることもあるようです。しかし、借りる側も、これまでのような返済能力を超える安易な借り入れを一度見直す必要があるでしょう。また、貸金業者にとっても、総量規制によって回収の見込みもない貸付が減ることは長期的には利益となるのでないでしょうか。

円超となる貸付けについては、個人への貸付けについては、自社からの借入残高が五〇万円超となる貸付け、又は、

- (1) 参入規制
- (2) 総量規制
- (3) 上限金利引き下げ



# インターネット社会の

## プライバシー保護の在り方を考える

### 北米調査報告

弁護士 野呂圭

#### 一 ライフログによる プライバシー侵害の 可能性

最近よく見かけるようになつてきました「ライフログ」という言葉ですが、総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の第二次提言によれば、「蓄積された個人の生活の履歴」と定義づけられています。例えば、インターネットのウェブサイトの閲覧履歴や検索履歴、携帯電話端末の位置情報、Suicaやバスモ等の非接触型ICを内蔵した乗車券から読み取れる乗車履歴などといったものが「ライフログ」に含まれます。こうしたライフログを利用した典型例として、行動ターゲティング広告というものがあります。これは、ユーザーの過去のウェブサイトの閲覧履歴や検索履歴等をもとにユーザーの関心や嗜好のデータをもとに、個人情報を収集して分析し、行動ターゲティング広告に関する可能性が出てきます。

#### 二 北米調査

本年一〇月七日に盛岡市で開催される日弁連人権擁護大会シンポジウムの一つが「デジタル社会における便利さとプライバシー」となっています。このシンポジウムでは、ライフログの問題や監視カメラ、税・社会保障共通番号を扱う予定ですが、本年四月に、その準備の一環として、

好等を割り出し、そういう関心や嗜好に合わせた広告をユーザーに配信するというシステムです。

ライフログでは、その人の関心、趣味、嗜好のほか、ときには思想や信条、健康状態や行動パターンなどといった特に慎重に扱われるべき個人情報も含まれ、これに「その人」が誰であるかを識別する氏名・住所などといった個人識別情報とが統合されると、その人のプライバシーが侵害される可能性が出てきます。

アメリカでは、二〇〇〇年にダブルクリック社がインターネット上の個人の行動追跡を行つていたことがプラバシー侵害にあたるとして集団訴訟を提起したのを機に議論が続いている。アメリカ国民の多くは行動ターゲティング広告に嫌悪感を持つていますが、現在のところ、プライバシー保護のための法規制はなく、企業による自主規制に委ねられています。連邦取引委員会(FTC)は、二〇〇〇年に立法提言をしました。このシンポジウムでは、二〇〇九年にはオンライン行動ターゲティング広告に関して消費者に対して分かりやすく告知し、行動ターゲティング広告に関する可能性を否定していません。

ライフログでは、その人の関心、趣味、嗜好のほか、ときには思想や信条、健康状態や行動パターンなどといった特に慎重に扱われるべき個人情報も含まれ、これに「その人」が誰であるかを識別する氏名・住所などといった個人識別情報とが統合されると、その人のプライバシーが侵害される可能性が出てきます。

インターネットにおける行動ターゲティング広告の先進国であるアメリカ、及びアメリカと共通の商圏をもつカナダにおけるプライバシー問題への取組状況を調査してきました。ここでは行動ターゲティング広告を中心で報告します。

アメリカでは、二〇〇〇年にダブルクリック社がインターネット上の個人の行動追跡を行つていたことがプラバシー侵害にあたるとして集団訴訟を提起したのを機に議論が続いている。アメリカ国民の多くは行動ターゲティング広告に嫌悪感を持つていますが、現在のところ、プライバシー保護のための法規制はなく、企業による自主規制に委ねられています。連邦取引委員会(FTC)は、二〇〇〇年に立法提言をしました。このシンポジウムでは、二〇〇九年にはオンライン行動ターゲティング広告に関して消费者に対して分かりやすく告知し、行動ターゲティング広告に関する可能性を否定していません。

カナダでは、プライバシー・コミッショナー制度があり、政府機関及び民間部門のプライバシー問題についてオンブズマン的役割を果たしています。ただ、カナダは日本と同じように民間部門を包括的に規制する個人情報保護及び電子文書法(PIPEDA)がありますが、行動ターゲティング広告に対してはIPアドレスが同法が保護する対象としているか否か、個人情報のコントロール

についての本人同意の在り方（多くの場合默示の同意を認めている）などの問題があり、連邦プライバシー・コミッショナーでは検討中とのことでした。

このように、いまだこれといったプライバシー保護策が確立されないとは言えませんが、プライバシー・バイ・デザイン（新しいサービス導入時には最初から利用者が何もしなくても初期設定でプライバシーが確保されるようにサービス設計段階からプライバシー保護の仕組みを導入すべきという考え方）が浸透しつつあります。アメリカやカナダでは、これを具体化する制度として、プライバシー影響評価（PIA。新たなシステム導入時にプライバシーへの影響を最小限にするために事前に準備された多くのプライバシー保護に関するチェック項目をクリアしながら、収集する個人情報の種類や量を限定し、かつデータの流れや保管状況に応じた適切なプライバシー保護措置をシステムに組み込めるようとする。）が実施されています。

### 三 便利さとプライバシー

以上、極めて簡単な報告にとどまってしまいましたが、詳細は人権擁護大会で報告されることになります。



す。ライフルや民主党政権が進めようとしている税・社会保障共通番号制度は、便利さ・効率さを与える側面もありますが、知らぬ間に自分たちのプライバシーが丸裸にされてしまう可能性があります。作家平野啓一郎氏の小説『ドーン』では街頭の監視カメラの映像がインターネット上に公開され、そこに映し出された人の顔を検索するとその人が誰であるか、どこで何をしていたかが瞬時に分かるという社会が描かれていますが、そのような社会は技術的にそう遠くないところまで来ているようです。プライバシーを守ることはその人の人格的自立にもつながりますが、ひいては民主主義社会のためにも必要なことと言えます。

二〇〇七年一〇月の提訴以降これまでに、自衛隊情報保全隊による監視の対象となつた原告の方々が、どのような思いで市民活動を行い、監視されたことでどのような精神的苦痛を受けたか等を記載した陳述書一〇〇名分を裁判所に提出しました。

この尋問請求に対する裁判所の判断が、二〇一〇年九月二七日（月）一六時一五分から開かれる第一回口頭弁論で示される予定です。この訴訟の一つの山場を迎えていきます。

弁護団としては、全員の尋問請求を採用させ、尋問の中で、自衛隊情報保全隊が行っていることが平和的生存権や表現の自由、プライバシーハーを侵害し許されないこと、さらには自衛隊の持つ問題性を明らかにしていきたいと考えています。

陸上自衛隊情報保全隊が全国の広範な団体・市民の集会、デモ等の動向を組織的・系統的・日常的に監視し、その情報を収集・分析・管理保管していることが発覚していることがあります。作家平野啓一郎氏の小説『ドーン』では街頭の監視カメラの映像がインターネット上に公開され、そこに映し出された人の顔を検索するとその人が誰であるか、どこで何をしていたかが瞬時に分かるという社会が描かれていますが、ひいては民主主義社会のためにも必要なことと言えます。

この訴訟は、二〇〇七年六月六日、陸上自衛隊情報保全隊が全国の広範な団体・市民の集会、デモ等の動向を組織的・系統的・日常的に監視し、それを裁判所に提出しました。

さらに、原告のうち代表五名と纏厚教授、小林武愛知大学大学院教授の意見書をそぞれ裁判所に提出しました。

## 陸上自衛隊情報保全隊 監視差止・国家賠償 請求訴訟

弁護士 吉田大輔

また、自衛隊情報保全隊の実態に關して纏厚山口大学教授の意見書を、自衛隊情報保全隊による国民監視が原告の様々な人権、特に平和的生存権を侵害することに関して小林武愛知大学大学院教授の意見書をそぞれ裁判所に提出しました。

さらに、原告のうち代表五名と纏厚教授、小林武愛知大学大学院教授の意見書をそぞれ裁判所に提出しました。

# 司法修習生の給費制維持を!

弁護士 野呂圭

## 一はじめに

司法試験に合格すると、合格者には裁判官、検察官、弁護士になるために一年間の司法修習が義務付けられています。現在、修習専念義務を負う司法修習生に対しては国から給与が支給されています（給費制）。しかし、本年一月からは司法修習生に対する給与が支給されなくなります（給費制の廃止）。

## 二 納入制が廃止される とどうなる？

司法修習生は無給で修習することになります。しかも、司法修習生には修習専念義務が課されているためアルバイト等はできません。必然的に司法修習生には収入を得る術がなくなるため、国は必要な者に対する生活資金を貸し付ける制度を用意しています（貸与制）。つまり、「借金をして生活をしろ」ということであります。現在の司法試験制度では、法科大学院（二年コースと三年コースがあります）を卒業しないと司法

試験を受験できないのですが、その法科大学院の授業料は年間一〇〇万円程度と言われているため、卒業までに数百万円の授業料が必要になり、その間の生活費も当然かかります。そうすると、法科大学院を卒業するまでにかなりの出費を要し、ここで奨学金や教育ローンを負担することになります。大学時代の奨学金等を合わせるとその額は相当高額になるでしょう。日弁連が行つたアンケートによると、修習生の約53%が奨学金等の負債を抱えており、その平均額は約三一八万円で最高額は一二〇〇万円にのぼります。このような多額の出費や負債をしなければ法律家になれないというのが現状であり、給費制が廃止されればその状況は一層悪化します。

## 三 なぜ給費制か？

本年七月三日に仙台で開催された「司法修習生の給費制維持を求める市民集会」において、宇都宮健児日弁連会長は「給費制は、戦前の反省を踏まえ、国民の人権を保障するた

## 四 署名へのご協力を！

私たち、給費制の廃止が法律家の質的変容をもたらすのではないかとの危機感を持っています。是非とも給費制を維持存続させるために、皆様のご理解とご協力をいただきたく存じます。厚かましいお願ひではございますが、ご賛同いただけける

めに国家が人権保障の担い手となる人材を税金で育成するという考え方に基づくものであり、その考え方が変更される合理的な理由はない」という趣旨の発言をされました。つまり、給費制は、単に司法修習生の生活を維持するにとどまらず、国民の人権保障を実現していくためのインフラストラクチャー（社会資本）でもあるということです。

また、山形孝夫元宮城学院女子大

学学長は、自己の研究者となる過程を振り返りながら「司法修習はいわば自己のキャリアを考える期間であ

り、様々な経験をしながら、知識よりも知恵、能力よりも人間性、現実よりも真実ということを学んでいくのであり、そのような学習をするためには一定の身分保障・生活保障が必要である」旨の発言をされました。時間とお金に縛られない中での修習の重要性を指摘したものと言えます。

方は同封の署名用紙に署名の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます（恐れ入りますが切手代はご負担願います）。

## 法律相談のご案内

当事務所では相談日を設けております。8月から12月までに予定している相談日は次のとおりです。

相談は予約制となっておりますので、事前に電話にてご予約下さい。夜間相談も受付中です。日程等はお電話でお問い合わせ下さい。

《相談料》	30分	5,000円	《連絡先》	022(227)2291
《相談日》	8月6日(金)	26日(木)		
	9月6日(月)	16日(木)	27日(月)	
	10月6日(水)	18日(月)	26日(火)	
	11月8日(月)	16日(火)	26日(金)	
	12月6日(月)	16日(木)		

